

徳島市監査委員告示第4号

令和4年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年3月2日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	土	井	昭	一
同	武	知	浩	之

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内 藤 佐和子

令和4年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和5年1月31日報告分）に基づく措置状況

都市建設部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <p>(3) 法定外公共物の占用料について、納期限までに完納されていないにもかかわらず、督促状が発行されていないものがあった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 決裁内容を確認し、直ちに押印しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(3) 納期限までに完納されていないものについては次回より発行し、通知します。</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 旅行命令書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 移転補償契約の支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 決裁内容を確認し、直ちに押印しました。今後は、事務決裁規程に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 移転補償契約の支出負担行為について、会計管理者と協議を行いました。今後は、適正に処理を行います。</p>

<p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 業務委託の決裁書において決裁権者が適正でないものがあった。</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、印紙税法の規定に基づき、適正に処理を行います。</p> <p>(2) 指摘の事案については直ちに是正しました。今後は、課内で指摘事項について周知し、適正に処理を行います。</p>
<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産台帳（副本）と公有財産異動状況報告書の整合性がないものがあつた。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用許可において、使用許可が使用開始前に行われていないものがあつた。</p>	<p>4 財産管理事務</p> <p>(1) 公有財産規則に基づき、公有財産台帳（副本）については、適正に整理しました。今後は、公有財産規則に基づき、適正に管理します。</p> <p>(2) 今後は、公有財産規則及び行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印のないものがあつた。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 出勤を確認し直ちに押印しました。今後は、徳島市職員服務規程に基づき、適正に管理します。</p>